

# 令和8年度 吹田市中小企業デジタル化促進補助金 募集要項

## I 補助金の概要

### (1) 趣旨

生産性向上や事業継続力強化を目的として、専門家の支援を受け事業所内のデジタル化を行う中小企業者に対する経費の補助を行うに当たって、補助対象者を募集します。

### (2) 補助対象者

次の要件を全て満たす中小企業者。

- ▶ 中小企業者（個人事業主を含む。）であること。
- ▶ 市内に主たる事業所を有していること。
- ▶ 創業後1年以上の事業実績があること。
- ▶ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- ▶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項、第11項及び第13項に規定する事業を営んでいないこと。

※ 詳しくは、「[2 補助対象者 \(P2\)](#)」をご確認ください。

### (3) 補助対象事業

専門家の支援を受けて、市内事業所内においてデジタル化を実施する事業。

※ 諸要件があります。詳しくは、「[3 補助対象事業 \(P3\)](#)」をご確認ください。

### (4) 補助金額等

#### ア 補助金額

補助率：補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

※ 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとします。

※ 1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。

#### イ 補助対象経費

- ▶ ソフトウェアの購入費用
- ▶ 情報システムの構築又は改修に係る外注・委託費用
- ▶ クラウド型サービスのシステム利用料（期間上限あり）
- ▶ 上記ソフトウェア等の導入に伴う機器の購入費
- ▶ 補助対象事業の実施に係る初期設定、指導料等のサポート費用

※ 諸要件があります。詳しくは、「[4 補助対象経費 \(P4\)](#)」をご確認ください。



## 2 補助対象者

全てに <input checked="" type="checkbox"/> が入ることが要件です。	
中小企業者（個人事業主を含む。）であること。	<input type="checkbox"/> 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条に定める中小企業者である会社又は個人である。 <input type="checkbox"/> 大企業が実質的に経営に参画している会社（いわゆる「みなし大企業」）ではない。
市内に主たる事業所を有していること。	（法人の場合） <input type="checkbox"/> 市内事業所が法人登記簿に記載されている本店である。 <input type="checkbox"/> 吹田市において法人市民税を納付している。 （個人の場合） <input type="checkbox"/> 屋号登録など、代表者が本拠地と位置付けて現に事業活動を行っている事業所であって、開業届及び確定申告書等によりその事実が客観的に確認できる。
創業後 1 年以上の事業実績があること。	（法人の場合） <input type="checkbox"/> 法人登記簿に記載されている会社設立の日から 1 年以上の事業実績がある。 （個人の場合） <input type="checkbox"/> 個人事業の開業・廃業等届出書に記載されている事業開始日から、1 年以上の事業実績がある。
市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。	<input type="checkbox"/> 市町村民税を滞納せずに納めている。
右記のいずれにも該当しないこと。	<input type="checkbox"/> 次のいずれにも該当しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者</li> <li>・ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する者</li> </ul>

### 3 補助対象事業

#### (1) 補助対象となる事業

専門家の支援（IT 相談）を受けて市内事業所のデジタル化を行う事業が補助対象です。

#### 専門家の支援（IT 相談）とは？

デジタル技術の導入による経営課題の解決を提案するため、吹田市が派遣する中小企業診断士が市内の事業所に訪問し、経営相談（IT 相談）を行います。申込み要。

#### 【相談実施場所】

市内の事業所等に専門家を派遣します。申込みの際に応相談。

#### 【費用等】

無料。

※ 1 事業者、1 年度につき 2 回を上限とします。

#### 【申込み】

吹田市 地域経済振興室 企業振興担当

電話番号：06-6170-7217（直通）

E-MAIL：[sanro\\_s@city.suita.osaka.jp](mailto:sanro_s@city.suita.osaka.jp)



#### (2) 補助対象とならない事業

- ▶ 業務の改善を伴わない、広告宣伝を行う事業  
例：EC サイトへの出店やインターネット広告掲載など
- ▶ 単なる保守や増設を行う事業  
例：既に導入しているソフトウェアの軽微なバージョンアップ、ライセンス追加など
- ▶ 国や府、その他団体から補助金等を受けた事業及び受ける見込みのある事業
- ▶ 新規事業や業態の転換など、既存の事業として 1 年以上の実績がない場合

#### (3) 注意事項

- ▶ 専門家の支援（IT 相談）を受ける前に、この補助金の交付を受けることはできません。
- ▶ 補助金の交付決定よりも前に着手した事業は補助対象外です。
- ▶ 補助対象事業は、令和 9 年 3 月 31 日（水）までに完了している必要があります。
- ▶ 本補助金の対象の可否は、交付申請書等一式の提出をもって吹田市において判断します。

## 4 補助対象経費

### (1) 補助対象となる経費

補助対象事業に要する初期導入経費のうち、次のいずれかに該当する経費。

ただし、補助金の交付決定後に発注又は契約を行ったものであって、補助対象事業の完了報告【令和9年3月31日(水)】までに納品・初期設定及び支払いを終えたものに限り、

- ① ソフトウェアの購入費用
- ② 情報システムの構築又は改修に係る外注・委託費用
- ③ クラウド型システム・ソフトウェアの利用料  
※ 利用開始から1年間分を補助対象経費算入の上限とします。
- ④ ①～③の導入に伴う機器の購入費
- ⑤ ①～④の導入に伴う初期設定、指導料等のサポート費用

### (2) 補助対象とならない経費

- ▶ 恒常的に利用されないものの導入費用  
例：緊急時、一時的利用が目的のシステム等
- ▶ 顧客に提供する商品（レンタル品を含む）自体の購入費用
- ▶ 予備品、消耗品の購入費用
- ▶ 保守費用、保険料等の継続費用  
※ サブスクリプションによるクラウド型システム・ソフトウェア利用料は補助対象。

## 5 申請手続

### (1) 申請期限

- ▶ 交付申請：最後に専門家の支援(IT相談)を受けた日の翌日から起算して1年以内。
- ▶ 事業完了報告：補助金の交付決定から令和9年3月31日(水)まで

### (2) 申請方法

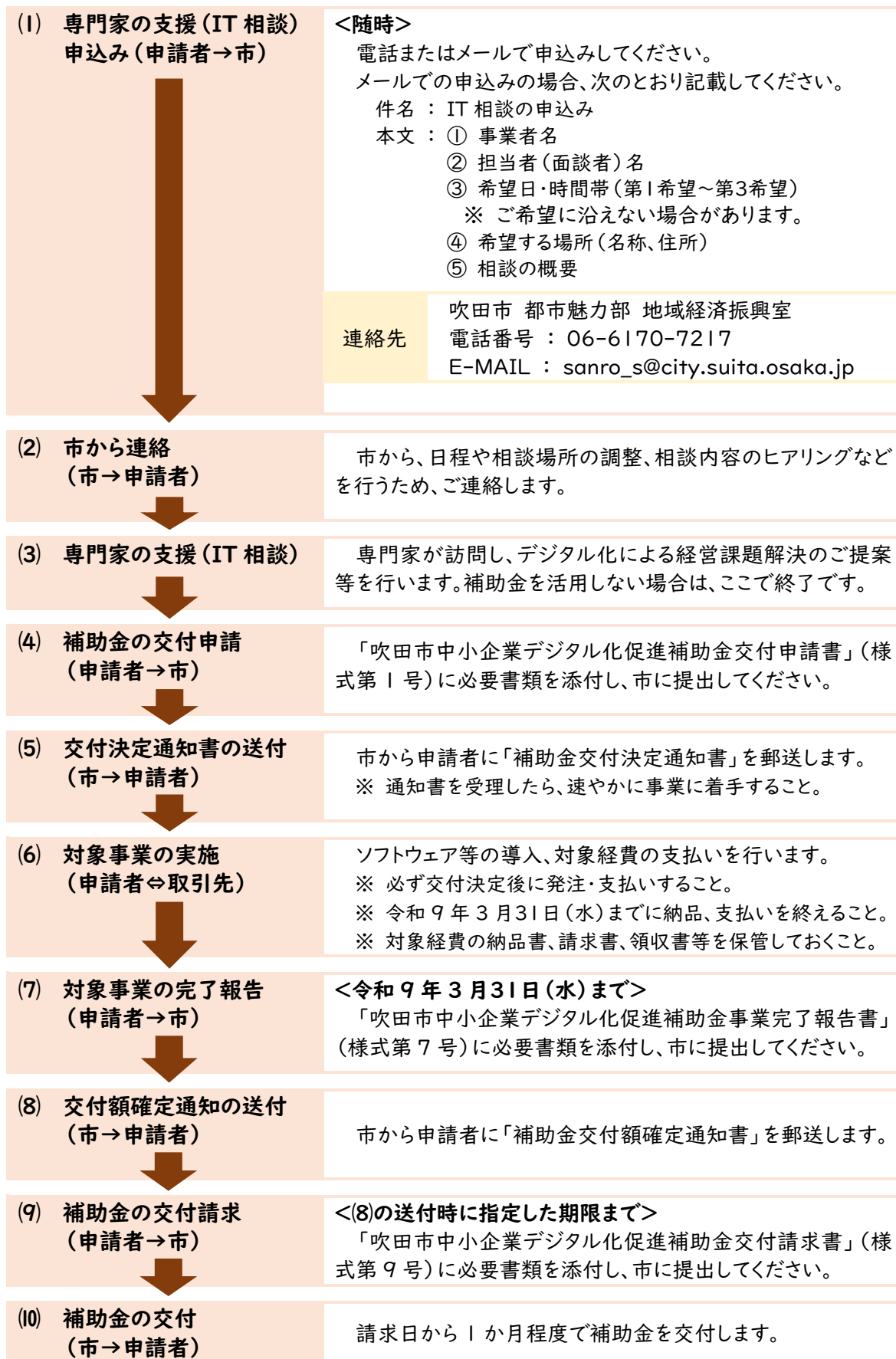
提出書類をEメール又は郵送(レターパックライト)で提出してください。

※ 提出書類は、「7 提出物確認シート(P6)」をご確認ください。

※ Eメールでの提出を御希望の場合は、必ず事前に御連絡ください。

また、データで提出する場合、ファイル名を書類名にしてください。

## 6 申請の流れ



## 7 提出物確認シート

提出された申請書類は一切返却できませんので、あらかじめご了承ください。  
これらの書類の他に、必要に応じて追加提出をお願いする場合があります。

### 【補助金の交付申請】

書類		チェック
1	吹田市中小企業デジタル化促進補助金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
2	企業概要書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>
3	事業計画書(様式第3号)	<input type="checkbox"/>
4	[法人の場合] 履歴事項全部証明書の写し [個人の場合] 個人事業の開業・廃業等届出書	<input type="checkbox"/>
5	直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類の写し [法人の場合] 法人市民税の領収書(写し)または納税証明書 [個人の場合] 市・府民税の領収書(写し)または納税証明書	<input type="checkbox"/>
6	補助対象経費の額が確認できる見積書(発行日から1か月以内のもの)	<input type="checkbox"/>

※ 様式第1号～第3号は、吹田市のホームページからダウンロードしてください。

### 【補助対象事業の完了報告】

書類		チェック
1	吹田市中小企業デジタル化促進補助金事業完了報告書(様式第7号)	<input type="checkbox"/>
2	納品物及び納品日が確認できるもの(納品書の写し等)	<input type="checkbox"/>
3	対象経費に係る請求金額及びその内訳が確認できるもの(請求書の写し等)	<input type="checkbox"/>
4	対象経費の支払日及び金額が確認できるもの(領収書又は入出金明細の写し等)	<input type="checkbox"/>
5	導入した設備の写真(参考様式1) ①ソフトウェア等の稼働画面、②機器等の全体写真	<input type="checkbox"/>

### 【補助金の交付請求】

書類		チェック
1	吹田市中小企業デジタル化促進補助金交付請求書(様式第9号)	<input type="checkbox"/>
2	補助金振込先の口座情報が確認できるもの(通帳の写し等)	<input type="checkbox"/>

※吹田市ホームページ等において、本補助金の交付を受けて実施した、事業所内のデジタル化について、事例紹介に御協力をお願いすることがあります。

## 8 補助対象経費の支払いについて

銀行振込、口座振替、現金等での支払いの他、クレジットカードによる支払いも可能です。

### クレジットカードによる支払いに関する注意事項

事業完了日	銀行口座から現金が引き落とされた日とします。事業実施期間内(令和9年3月31日(水)まで)に納品・クレジットカード決済が完了していた場合でも、口座引き落としの日がこれを超過する場合は補助金を交付できませんので、ご注意ください。
実績報告に必要な書類	P6で求める書類のうち、「4 対象経費の支払日及び金額が確認できるもの」として、以下の①②を提出してください。
	①カード会社発行のカード利用明細書 ・利用日が確認できること ・宛名は補助事業者であること ・カード会社名が確認できること ・利用額は請求額と一致していること ・利用明細の支払合計額(引落金額)が確認できること
ポイントの利用について	②クレジットカード利用金額引き落とし口座通帳(該当部分のコピー) ・引落日が確認できること ・支払者は補助事業者であること ・支払先は利用明細に記載のクレジットカード会社であること ・引落金額は利用明細の支払合計額と一致していること
	補助対象事業の実施に伴い発生する経費のうち、クレジットカードのポイントやクーポン等を使用して支払った経費は補助対象外とみなします。

## 9 問合せ先

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話番号：06-6170-7217

E-MAIL：sanro\_s@city.suita.osaka.jp